

文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめ

～土曜日の豊かな教育環境の構築に向けて～

1. 「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめについて

- 文部科学省では、本年3月、省内に「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、土曜授業の在り方について検討を進めてきた。6月28日には、これまでの検討を踏まえた論点を中間的に整理し、国民的な議論に資するよう、中間まとめを公表した。
- 中間まとめでは、土曜日における教育活動の理念や、土曜授業の在り方について、
 - ・ 土曜日において、子供たちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要があること
 - ・ このような観点から、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、まずは、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行うことが考えられること。全国一律での土曜授業の制度化については、今後教育課程全体の在り方の中で検討する必要があること
 - ・ 質の高い土曜授業の実施のための支援策を講じるとともに、土曜日の地域における学習やスポーツ、体験活動など様々な活動を一層促進するための方策など、子供たちの土曜日をトータルとしてより豊かで有意義なものとするための施策についても検討する必要があることなどの基本的な考え方を示したところである。

2. 中間まとめ公表後の検討について

(1) 「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」について

文部科学省では、中間まとめを踏まえ、土曜授業等に関する最新の状況を把握し、施策立案の参考とするため、公立の小・中・高等学校及び教育委員会を対象に「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」を実施した。その結果は、別添1のとおりである。

(2) 全国学力・学習状況調査における児童生徒の土曜日の過ごし方の調査について

あわせて、平成25年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査及び保護者に対する調査において、土曜日の過ごし方や子供に望む土曜日の過ごし方について、調査を実施した。その結果は、別添2、3のとおりである（保護者に対する調

査については、結果の全体分析は来年3月に公表予定であるが、今回の検討のため、上記の内容について先行して集計した。)

(3) 平成26年度概算要求における対応について

文部科学省では、平成26年度概算要求において、中間まとめを踏まえ、子供たちの土曜日を全体として豊かで有意義なものとする観点から、質の高い土曜授業の実施のための支援策や、地域社会・産業界と連携した学習・体験プログラム等の実施のための支援策を「土曜日の教育活動推進プラン」において盛り込んだ（「土曜日の教育活動推進プラン」については、別添4参照）。

(4) 中央教育審議会における意見交換について

さらに、9月17日に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会及び教育課程部会の合同会議において、土曜授業に関する検討状況等について説明し、意見を聞いた。

3. 土曜授業の実施を促進するための今後の取組の方向性について

以上のような検討を踏まえ、文部科学省としては、設置者の主体的な判断で土曜日に授業を実施することが可能である旨がより明確になるよう、学校教育法施行規則の改正を行うこととする。

併せて、平成26年度概算要求における「土曜日の教育活動推進プラン」の実現などを通じて、学校・家庭・地域の連携により、全体として子供たちの土曜日の教育環境が充実したものになるよう、支援に取り組む。

「公立小・中・高等学校における土曜授業等に関する調査」結果の概要

1. 調査対象

全ての公立小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む）及び高等学校（中等教育学校後期課程を含む）並びに都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の平成25年7月1日現在の状況又は平成24年度実績

2. 主な調査項目

A. 学校における土曜授業に関すること

A-1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況

A-2. 土曜授業の実施状況

A-3. 今後の土曜授業の在り方等についての考え方

B. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況に関すること

B-1. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況

B-2. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策

※ 本調査における「土曜授業」とは、児童生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものをいう。

3. 調査結果の概要

A. 学校における土曜授業に関すること

【A-1. 教育委員会における土曜授業に関する基本方針等の策定状況】（平成25年7月1日現在）

公立小・中学校について、土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している教育委員会の数は、都道府県教育委員会で9、指定都市教育委員会で6、市区町村教育委員会で110。

また、公立高等学校について、土曜授業を実施する場合の基本方針や留意事項を示している教育委員会の数は、都道府県・指定都市教育委員会で9、市区町村教育委員会で2。

【A-2. 土曜授業の実施状況】

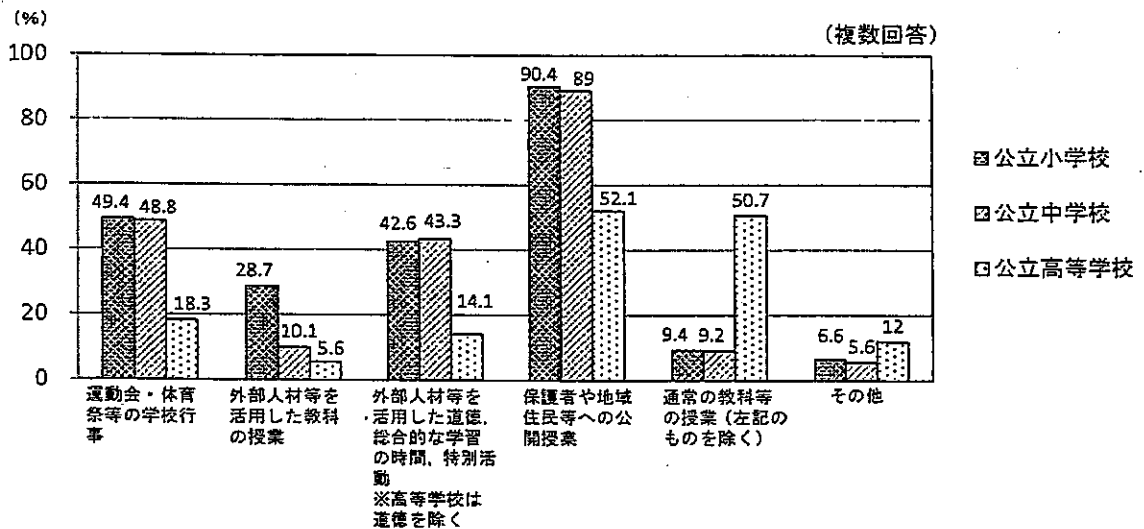
1. 土曜授業を実施した学校数（平成24年度実績）

平成24年度において土曜授業を実施した学校は、公立小学校で1,801校（全体の8.8%）、公立中学校で966校（9.9%）、公立高等学校で142校（3.8%）。

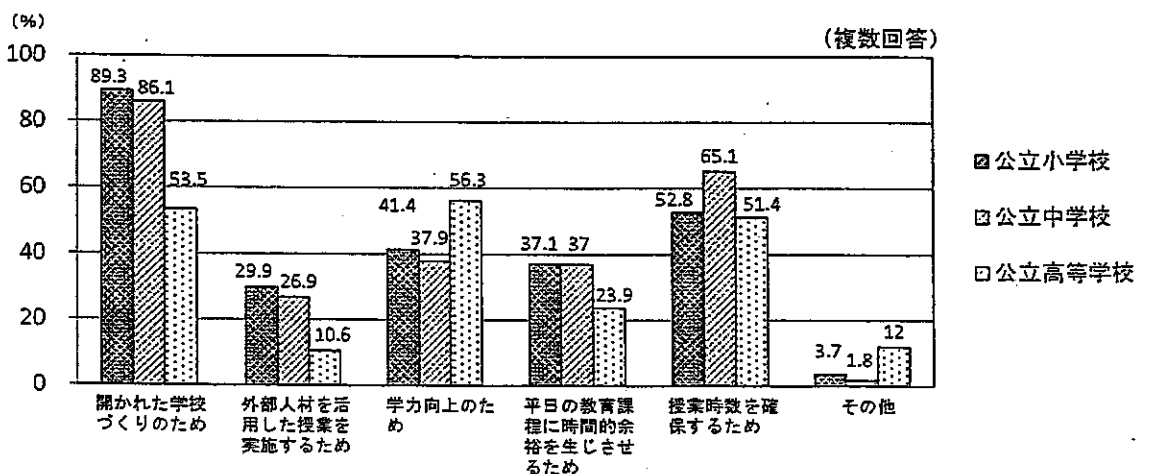
2. 土曜授業を実施した学校における実施回数（平成24年度実績）

	年に3回以下(学期に1回程度)	年に4～10回(月1回程度)	年に11～17回(月2回程度)	年に18回以上(左記以外)
公立小学校	50.5%	37.0%	12.2%	0.2%
公立中学校	43.2%	44.0%	11.7%	1.1%
公立高等学校	38.0%	9.2%	18.3%	34.5%

3. 土曜授業における教育活動の内容（平成24年度実績）



4. 土曜授業を行った理由（平成24年度実績）



【A-3. 今後の土曜授業の在り方等についての考え方】

1. 土曜授業を実施する必要性（平成25年7月1日現在）

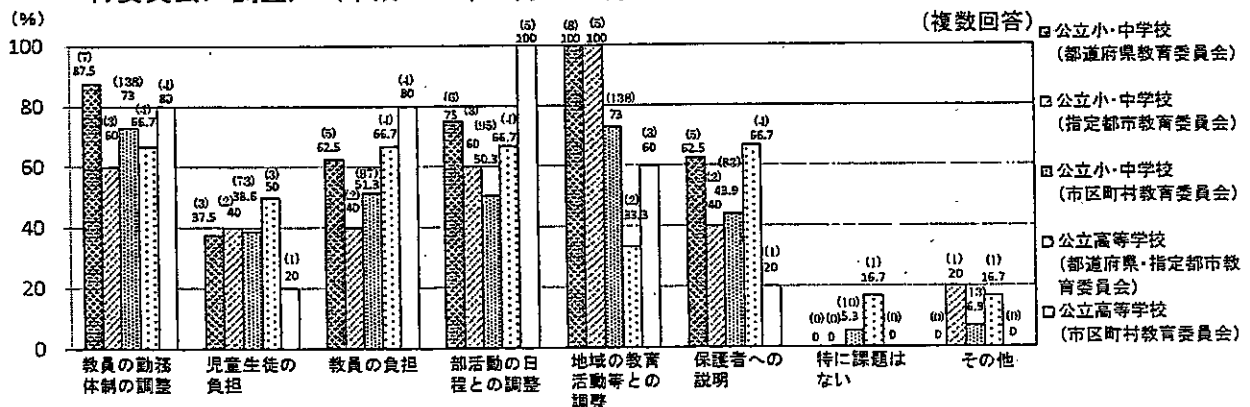
(1) 公立小・中学校

	土曜授業を実施する必要がある	土曜授業を実施する必要性はない	どちらともいえない
都道府県教育委員会	8 (17.0%)	0 (0.0%)	39 (83.0%)
指定都市教育委員会	5 (25.0%)	3 (15.0%)	12 (60.0%)
市区町村教育委員会	189 (10.9%)	528 (30.4%)	1,018 (58.7%)

(2) 公立高等学校

	土曜授業を実施する必要がある	土曜授業を実施する必要性はない	どちらともいえない
都道府県・指定都市教育委員会	6 (9.1%)	6 (9.1%)	54 (81.8%)
市区町村教育委員会	5 (5.6%)	20 (22.2%)	65 (72.2%)

2. 土曜授業を行う際の課題（上記「1」で「土曜授業を実施する必要がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）



3. 土曜授業の望ましい実施方法（上記「1」で「土曜授業を実施する必要がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）

(1) 公立小・中学校

	法令など国の方針に基づき、全国一律に実施すべき	地域の状況等に応じて、設置者の判断により実施すべき	その他
都道府県教育委員会	2 (25.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)
指定都市教育委員会	0 (0.0%)	4 (80.0%)	1 (20.0%)
市区町村教育委員会	81 (42.9%)	105 (55.6%)	3 (1.6%)

(2) 公立高等学校

	法令など国の方針に基づき、全国一律に実施すべき	地域の状況等に応じて、設置者の判断により実施すべき	その他
都道府県・指定都市教育委員会	1 (16.7%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)
市区町村教育委員会	4 (80.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)

4. 土曜授業の望ましい実施回数（上記「1」で「土曜授業を実施する必要性がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）

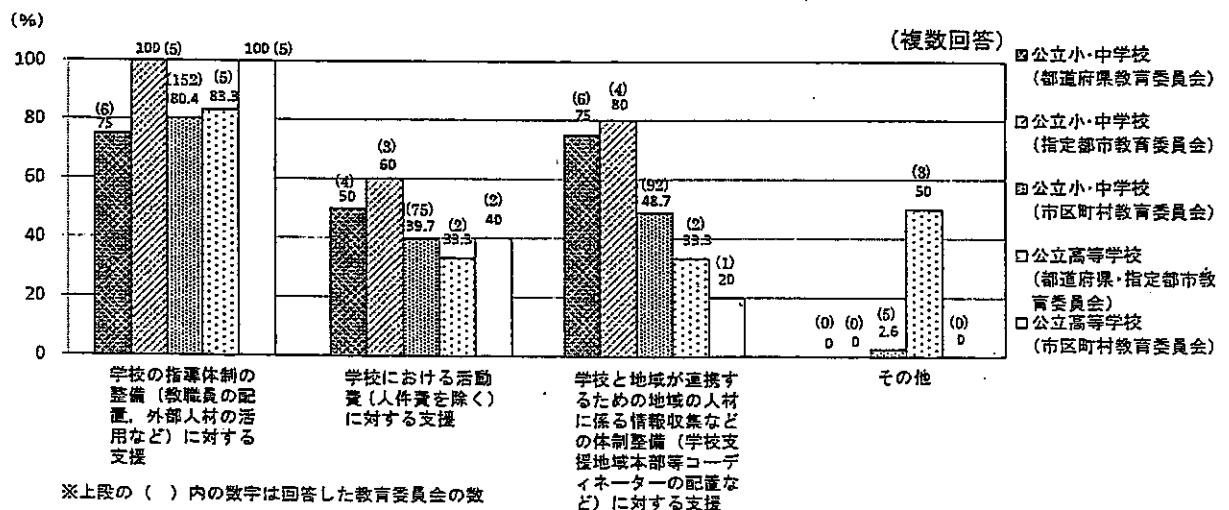
(1) 公立小・中学校

	学期に1回程度	月に1回程度	月に2回程度	毎週
都道府県教育委員会	1 (14.3%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)
指定都市教育委員会	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村教育委員会	52 (27.5%)	81 (42.9%)	51 (27.0%)	5 (2.6%)

(2) 公立高等学校

	学期に1回程度	月に1回程度	月に2回程度	毎週
都道府県・指定都市教育委員会	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村教育委員会	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)

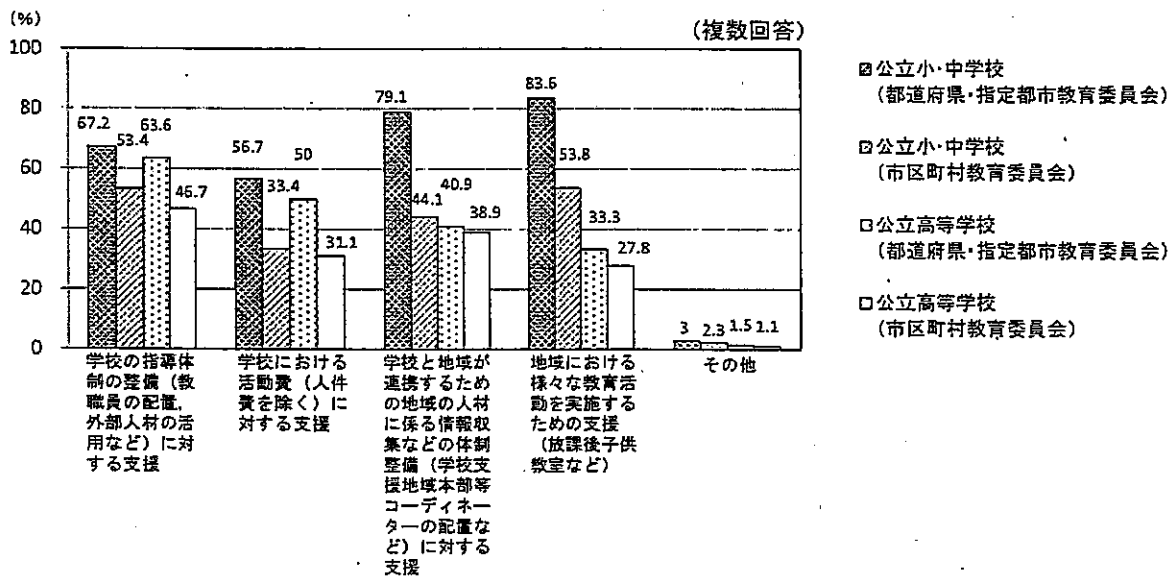
5. 土曜授業を実施するために必要な支援策（上記「1」で「土曜授業を実施する必要性がある」と回答した教育委員会に調査）（平成25年7月1日現在）



3. 公民館など学校以外の場所における児童生徒に対する学習等の機会の提供状況（平成24年度実績）
平成24年度において、教育委員会が主体となって、公民館など学校以外の場所において、小・中学生に対して学習等の機会を提供している都道府県・指定都市教育委員会は全体の43.3%、市区町村教育委員会は30.5%。

また、教育委員会が主体となって、公民館など学校以外の場所において、高校生に対して学習等の機会を提供している都道府県・指定都市教育委員会は全体の24.2%、市区町村教育委員会は12.2%。

【B-2. 土曜日等に学校や地域において希望者に対する多様な学習や体験活動の機会を提供するために必要な支援策】（平成25年7月1日現在）



B. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況に関すること

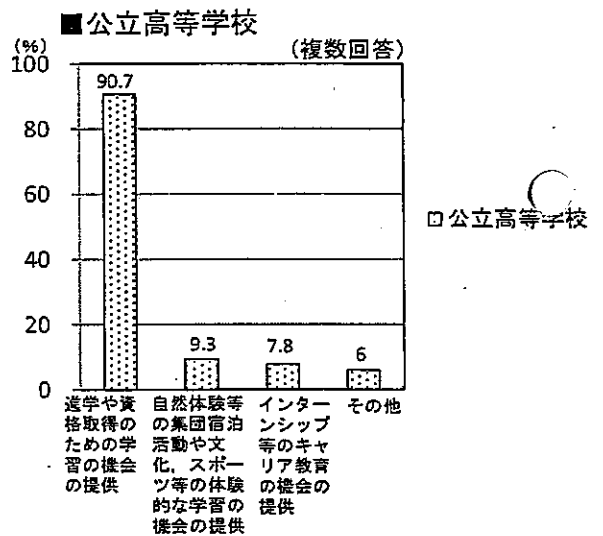
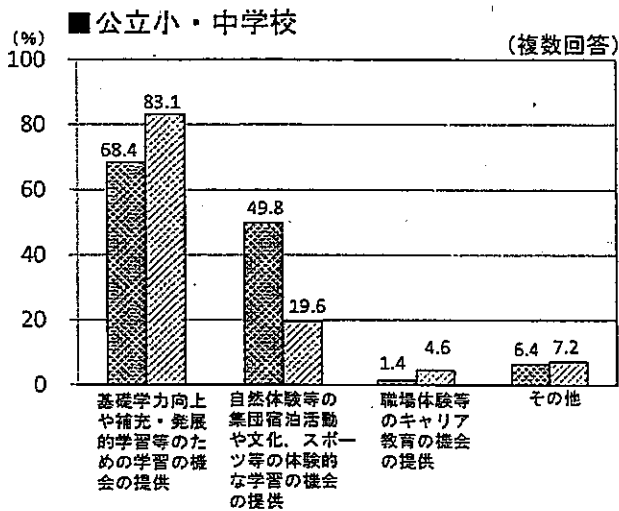
【B-1. 土曜日等における希望者に対する学習等の機会の提供状況】

1. 学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会の提供状況(平成24年度実績)

(1) 学習等の機会を提供した学校数

平成24年度において、学校が主体となって実施している希望者に対する学習等の機会を提供した公立小学校は全体の4.1%、公立中学校は7.8%、公立高等学校は49.0%。

(2) 学習等の機会の提供内容



2. 学校が場所を提供し、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している児童生徒に対する学習等の機会の提供状況(平成24年度実績)

(1) 場所を提供している学校数

平成24年度において、教育委員会や保護者・地域住民等が主体となって実施している児童生徒に対する学習等の機会を提供する活動等に対して、場所を提供している公立小学校は全体の45.6%、公立中学校は17.2%、公立高等学校は31.0%。

(2) 学習等の機会の提供内容

